

ドメスティック・バイオレンスにおける
援助のあり方

研究会報告 2

エンパワーメントと、カップル間
コミュニケーションの可能性

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）では、2000年度メンタルケア技術開発事業の一環として、3つの研究会を立ち上げました。関係する各分野の専門家や現場のスタッフにお集まりいただき情報交換を行うこと、議論を重ねるなかで、新しいメンタルケア技術の開発を試みることを目的とするものです。

3つの研究会の共通テーマは、「ドメスティック・バイオレンスや性暴力における援助のあり方」とし、以下のような個別テーマにそって議論を進めました。

- (1) 女性の被害者に対して、援助者はとくに何を留意すべきか
- (2) エンパワーメントと、カップル間コミュニケーションの可能性
- (3) DV加害者への取り組み、アメリカでの手法を参考にして

本稿で論じられているのは、上記(2)のテーマです。

この研究会のテーマについて調査や資料収集、報告および議論を行うにあたり、下記の方々に多大なご協力を賜りました。また、メンバーの方々には本書の執筆もお願いいたしました。ここにあらためて皆さまに厚く御礼申し上げます。

2001年3月

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

【研究会メンバーの方々】

- 園田 雅代（そのだ・まさよ） 創価大学教育学部教授、カウンセリング・臨床心理学・アサーショントレーニング、臨床心理士
- 竹前 ルリ（たけまえ・るり） 社団法人「家庭問題情報センター」相談員、カウンセリングルーム「L&F」主宰、臨床心理士
- 中村 伸一（なかむら・しんいち） 「中村心理療法研究室」 精神科医
- 早川 和子（はやかわ・かずこ） 「窓・こころのスペース」代表、スクールカウンセラー、臨床心理士

【ゲストの方々】

- 金城 理枝（きんじょう・りえ） 「中村心理療法研究室」 クリニカル・メンタルヘルス・カウンセラー
- Jonna Douglass（ジョナ・ダグラス） サイコロジスト、“Living Together Counseling and Consulting Services” 主宰
- Suzanne Vogel（スザンヌ・ボーゲル） サイコセラピスト、元ハーバード大学カウンセラー、長谷川病院スーパーバイザー

（敬称略・五十音・アルファベット順）

《ドメスティック・バイオレンスの定義》

ドメスティック・バイオレンス (DV) とは、夫やパートナーが妻や恋人に対して行うさまざまな形態の暴力です。

ドメスティック・バイオレンスには、いくつかの種類があります。突発的に起こる暴力や、反復的、継続的に起こる暴力などパターンはさまざまですが、いずれにしても、女性の意に反して身体や心を傷つける行為は、すべて「暴力」の範疇に入ると考えるべきです。

◎肉体的暴力

- 殴るふりをして脅す
- 身体を傷つけるものを投げる
- 押す、つかむ、つねる、小突く
- 平手で打つ
- 蹴る、噛む、げんこつで殴る
- やけどをさせる
- 身体を傷つけるもので叩く
- 立ち上がれなくなるまで暴力をふるう
- 首を締めようとする
- 包丁などの刃物を突きつけて脅す

◎精神的暴力

- 何をいっても無視する
- 交友関係や電話を細かく監視する
- 女性の役割を決めつける
- 女性が仕事をすることに反対する
- 自分が家にいるときは外出しないように要求する
- 生活費を渡さない、取り上げる
- 家庭の収入について一切知らせず、使わせない
- 大切にしているものを、壊したり捨てたりする
- ペットに危害を加える
- 「誰のおかげで食べられるんだ」などに見下している

◎性的暴力

- 見たくないのにポルノビデオ／雑誌を見せる
- 避妊に協力しない
- 脅しや暴力で、意に反して性的行為を強要する

◎子どもを利用した暴力

- 子どもに暴力を見せる
- 子どもに自分の言いたいことを伝えさせる
- 子どもを危険な目にあわせる
- 女性から子どもを取り上げる

目次

■はじめに	4
■第1段階 訴えのあったドメスティック・バイオレンスの 緊急度を見きわめ、援助の方針を決める	7
1. 危険性を判定し、被害を拡大しない	7
2. 子どもたちに与える影響の大きさ	9
【資料 DVの家庭で育つ子どもたち】	9
3. DVに特有の困難な状況と問題点	11
[事例1] [事例2] [事例3] [事例4] [事例5]	12 ~ 15
【資料 医療機関スタッフのためのDVトレーニング】	16 ~ 17
■第2段階 被害者が現状を認識し、今後の生き方を模索するための 手助けをする	18
[事例1] ●備えることが力となり自尊感情の回復につながる	18
●たった一度の暴力が被害者を支配し続けることを認識する	19
【資料 ドメスティック・バイオレンスのサイクル】	20
[事例2] ●第三者にかかわりを求めた勇気をまず評価する	21
●被害者が迷うのは当然のこと	21
[事例3] ●小さな気づきを積み重ね、面接を継続する	22
[事例4] ●女性のエンパワーメントが加害男性に影響を与えることがある	23
[事例5] ●正論もエンパワーメントも、ときには被害者への抑圧となる	23
【資料 セーフティプラン】	25
【資料 家から持ち出すもののリスト】	25
■第3段階 男女の暴力なしでのコミュニケーションを模索する	26
[事例1]	26
[事例2]	27
・解説 a. 適用の目安	28
b. 夫婦あるいはカップルの合同面接を避けたほうがよい場合	29
■おわりに	30
【全国相談窓口案内】	32 ~ 35

研究会報告2

ドメスティック・バイオレンスにおける
援助のあり方—エンパワメントと、カップル間
コミュニケーションの可能性—

はじめに

近年、わが国においてもドメスティック・バイオレンス(DV)問題がクローズアップされるようになり、さまざまな援助活動が展開されるようになってきています。このDV問題への取り組みにおいて、最優先とされ、しかも最大限の注意が払われるべきなのが、被害者の安全確保であることは言うまでもありません。

また、被害者に子どもがいる場合は、その子どもの安全もどう守れるか、といったことが緊急課題であり、これまでの援助活動が被害者や子どもを加害者から離すことに力点がおかれていたのにはそれなりの必然性があります。この、「被害者・子どもの安全確保」を主眼とする援助は、これまでと同様に、今後もDVに取り組むうえでの最も重要な活動であることには変わりありません。たとえば、シェルターをもっと増やし充実させること、被害者救助のための法的整備を図ることなど、さまざまな試みがねばり強く続けられる必要があるでしょう。

●真のエンパワメントとは何か

その一方で私たちは、「これまでのDV援助が、ややもすると被害者を加害者から離すことだけで終わってはいなかったか」「被害者を加害者からただ離すだけでいいのか」といった問題意識をいっていました。「ただ離すことだけをめざす援助活動では、被害者の真のエンパワメントにならないこともあるのではないか、たとえば、いざ[離れる]というときに、被害者が加害者のもとに戻り、結果的にはDV問題が増悪したり、あるいは別の男性とのあいだに類似のDV加害・被害関係を形成したりといったことがときにはあるのではないだろうか」「被害者の選択により、加害者から離れるのであっても、あるいはカップルを持続するにしても、被害者がただ無力感に圧倒されているのではなく、自分の選択をできると

いう自尊心をもてるよう、また最低限、子どもを守るだけのパワーを被害者がもてるようエンパワーメントされる援助というのが必要ではないか」「場合によっては、DV加害・被害という関係に陥ったカップル双方が、2人の関係の持続ならびに改善を望むこともあり、また現にその可能性もあるカップルもいるのではないだろうか。ただし、その可能性が本当にあるのかどうか。とくに加害者側がDVをやめようと踏み出すのは一般にむずかしいことでもあり、その可能性のあるカップルなのかについて、的確な見きわめが援助者に求められよう」などと考えていました。

そこで今回、私たちは本プロジェクトのテーマを「DVへの対応：エンパワーメントとカップル間のコミュニケーションの可能性」としました。繰り返しになりますが、すべての被害者に加害者とのよりよいコミュニケーションを求めるべきというつもりは毛頭ありませんし、また加害者のなかでそれに向けて踏み出せる男性はごくまれでしかないと思います。何といっても被害者や子どもの安全確保が最優先であるのは当然です。それにあわせて、どうしたら、被害者へのエンパワーメントが可能か、カップル間のよりよいコミュニケーションに向けて変化を期待できるのはどういった場合か、などを検討したいと思ったしだいです。

●援助者のバーンアウト予防という課題

こういったテーマに私たちが取り組もうと思ったのには、もう1つの動機がありました。援助者側のバーンアウト（燃え尽き症候群）予防という課題です。私たちはこれまで、DV援助に従事している方がたからDV援助のむずかしさ、疲弊感などについてお聞きすることが多くありました。たとえば、婦人相談所や電話相談、シェルターなど各種機関でDVに取り組んでおられる方がた、とくに水際で対応されている皆さんから、機関内外の連携づくりの困難性、十分な援助ができないことからくる無力感、いざというときに被害者が加害者のもとに戻ったり子どもを守る動きをとれないことへの怒り・やりきれない思い、自信喪失感などについて聞かせていただくことがありました。

その方がたのなかには、非常勤やボランティアという、待遇的には恵まれない状況で、また専門的トレーニングも十二分に受けたとは言いがたい状況で、誠実に真摯に活動されようとし、それゆえに皮肉にも、バーンアウト状態に陥ったり、代償性トラウマタイゼーション（代理受傷）的な状態にあると思われる援助者もいました。DV援助という、ストレスの多い仕事・活動に従事する側の精神衛生、とくにバーンアウト予防についても、何らかの手立てではできないだろうか、こういった問題意識が私たちにあったのです。

●DV援助を3段階に分ける試み

そこで、援助者がDVに対応する際、とくに被害者からの最初のコンタクトがあった際に、この被害者に何がいま求められる援助活動か、それを見たてられるような指針が生み出せないかと考えました。そして結果的に、本論に示すようDV援助を3段階に分けることにしました。この3段階は、被害者が援助を求めてきた時点で、被害者がどの段階にいるかの目安を立てるものです。すべての被害者が第1段階から第3段階へと、一律に順次変化していく

という意味ではありません。被害者へのエンパワーということでそれぞれの段階では何が大切か、をわかりやすく提示するため、大まかに3段階に分けてみたのです。

DVからの回復の道は一般に簡単ではなく、介入や援助についても、その程度や経過の段階にしたがって変化させていかなければなりません。ですから、援助のプロセスや、とくに注意を必要とする事柄、ならびに援助者が陥りやすい問題や留意点など、段階を追って検討することに意義があると思いました。たとえば、カップル間のよりよいコミュニケーションに向けたはたらきかけを行える可能性は、被害者と加害者が共に第3段階にいないと無理ですし、どちらかが第1もしくは第2段階にいると思われる状態で、安易にカップル間の改善をめざせるものでないこともどうぞ留意してください。

各段階については、事例を盛り込みながら説明をしています。どの事例も実際のものではなくフィクションですが、各段階について理解していただきやすいよう、リアリティのあるフィクションを心がけました。

本論はまだ、このテーマの取り組みにおける一里塚でしかありません。試行錯誤の途上のものを今回こういうかたちで提示させていただくわけですが、本論を1つの素材として、皆さんにも「DV被害者へのエンパワメント」ならびに「カップルのよりよいコミュニケーションの可能性」について、お考えいただければ何よりと思っております。そして援助者が自分の援助活動に少しでも自信をもって取り組めるよう、その助けとして活用していただけたら幸いです。

では第1段階から述べていきましょう。

第
一
段
階

訴えのあったドメスティック・バイオレンスの

緊急度を見きわめ、援助の方針を決める

ドメスティック・バイオレンス（DV）の問題はいろいろなかたちで関係機関にもちこまれます。たとえば、夜中に夫婦げんかとして警察に通報があったり、被害者が子どもを連れて交番に駆け込んだり、重症で救急車の要請があるなどの緊急対応を必要とするケースや、それほど急を要しない場合では、保健所や病院、学校、相談機関などに相談ケースとして登場したり、また直接DVの問題としてではなく他の問題（たとえば、子どもの非行など）の相談を受けているうちに配偶者から暴力を受けていることが判明するケースもあります。

そして、多くの場合、電話相談というかたちで最初の援助機関への接触があります。その相談を受けたのが公的機関であれ、病院その他の相談機関であれ、DVの問題が明らかになった時点で、この問題への積極的な取り組みが求められます。なぜならDVは、生命を脅かす危険な問題であり、被害者ばかりでなく、子どもにも深刻な後遺症をもたらす、社会的にも悪影響を与える病理だからです。

1. 危険性を判定し、被害を拡大しない

●被害を最小限にとどめ、暴力をエスカレートさせない

この種の問題を最初に知った援助者が第1に心得ておかなければならないことは、被害を最小限にとどめ、暴力をエスカレートさせないことです。往々にして加害者は、「家族内の問題だ」とか、「夫婦の問題に口を出すな」などと言って、介入を拒否するばかりでなく、被害者でさえも暴力があったことを否定することがあります。しかし、どんなに親密な関係にあっても、暴力は決して容認されるべきではないことを、はっきりと当事者に伝えなければなりません。身体的に傷を負った場合は当然ですが、相手の意志に反して性的な接触を強要したり、心理的に脅迫したり、暴言を吐いたりした場合もすべて「暴力」と認識する必要があります。

●たとえ小さな傷であっても医師による診断を受けさせる

また、目に見えるけががあるなら、たとえ小さな傷であっても医師による診断を受けさせ

ます。診断書は後になって証拠として必要になるかもしれません。病院などで本人の口からとくにDV被害であるという訴えがない場合でも、その可能性を疑う必要があり、DV被害鑑別のための問診(P.16の「医療機関スタッフのためのDVトレーニング」を参照してください)をしておきます。後に述べるように、被害者は訴えなかったり、訴えても被害を軽微に見積もったりする可能性があるからです。

DVの被害者の示す症状は身体的な外傷(火傷、内出血、切り傷、骨折、噛み傷等)のほか、治療時に説明があいまいであったり、不自然であったり、治療に来るまでに日数が経っていたりするなどの不審な態度がみられることがあります。そのほかにうつ状態や不安症状などの精神症状や、摂食障害や薬物依存のような行動障害として出てくる場合もあるので注意が必要です。DVについての知識がないと見逃してしまう危険性があります。

●生命の危険を予防することが緊急の課題

DVであることが判明したら、被害者や家族にどの程度の危険性があるか、できるだけ迅速に判定し、生命の危険を予防することが緊急の課題です。電話での相談の場合、どのような暴力か、暴力行為の持続時間、被害者はだれか、けがの程度、凶器を使うかなど、できるだけ詳しく、具体的に尋ねる必要があります。「ちょっと」とか「だいぶ」などというあいまいな表現が多いので、こちらから具体的な表現で質問をしていかないと実際の状態はつかめません。生命の危険が心配されるときは、即刻緊急避難ができるように、警察、福祉事務所、シェルター、病院など、安全確保のために各機関へ連絡をとります。このような場合に備えて、緊急ケースの対応マニュアルを常備し、関係諸機関との連携が迅速にいくようにしておく必要があります。

●保護する場合、安心して生活に踏みきれるよう十分に説得する

被害者や子どもを安全な施設に保護する場合、被害者に危険の重大性を伝え、施設の情報を与えて、安心して新しい場所での生活に踏みきれるよう十分納得のいく説明をします。各種援助機関の情報を完備しておくだけではなく、実際のようなすを日ごろから見学したり、情報交換しておくことが望ましいと思います。(P.32の「全国相談窓口案内」を参照してください)

すぐに避難しない場合でも、シェルターが利用できるということを知ることは、被害者に希望を与え、緊急事態になった場合の敏速な対応が可能になるでしょう。大きな被害に苦しんでいる場合でも、生活の場である家庭を急に離れることには、大変な決断が必要です。気弱になりがちな被害者の気持ちを理解し支えながら、断固たる態度がとれるように励まさなければなりません。

しかし、その際、あくまでも決定の主体は被害者であって、援助者が主導権を握ってしまうことのないよう気をつけなければなりません。被害者の人権を尊重し、自分で自分の生活を決定する意志と能力があることを認めることは、DV問題の場合とはとくに重要なことです。援助の初期の段階から第一に心がけなければならないことがらです。

2. 子どもたちに与える影響の大きさ

●被害者だけが我慢すればよい問題ではない

直接の被害者ばかりでなく、暴力場面を目撃する子どもへの影響も非常に甚大です。子どもにとって親は自分に愛情を注ぎ、心身を安全に保護してくれるべき存在であって、その安心感なしに子どもの健全な発達は望めません。子どもたちが暴力的な環境に長くさらされていると、一見問題なく育っているようであっても後にさまざまな問題となって現われ、本人も周囲も苦しむこととなります。子どもの示すさまざまな心理的・身体的な症状はもちろんですが、とくに深刻なことは、暴力的な人間関係を学んでしまい、「相手をコントロールするためには暴力を用いるしかない」とか、「暴力に屈服する以外に相手に受け入れられる方法はない」という思い込みから、暴力的関係を大人になって再生産してしまうことなのです。

このような子どもたちへの深刻な影響を、当事者である親たちは配慮するゆとりもありません。相談の初期の段階で、子どもへの重大な影響について情報を与えて、被害者だけが我慢すればよい問題ではないこと、子どものために別れないという論拠を再検討する必要があることを伝えます。

【DVの家庭で育つ子どもたち】

【出典】

Dawn Bradley Berry

“The Domestic Violence Sourcebook”

1996 Lowell House Pub.

*子どもが直接に暴力の対象でなくとも、DVを家で目にしている（聞いている）子どもたちは「二次的被害者」「忘れられた被害者」である。

*子どもに与える悪影響として、次のようなものがあげられる。以下のような問題を「二次的被害者」である子どもたちはかかえやすい。

①身体的損傷

②心理的問題：大人からの適切な情緒的なサポートの欠落

罪悪感・怒り・抑うつ・不安・悪夢・攻撃性破壊性・極端な苛々感

他者との関係での困難性；特に、親しい関係の形成・発展ができない

共感性の乏しさが目立つことも多い

自尊感情の低さ

衝動コントロールのまずさ

無力感

睡眠障害

学校不適応

・他者との関係

・興味・社会的活動の減退

・学業面の困難さ

薬物・アルコール問題への近づきやすさ

不適切な性行動

孤立

自殺

極端な孤独感と恐れ・ひきこもり

過度の反抗

自分には隠しておかなければいけない恥ずべきことがあるという感覚

他の子どもとは自分が違っており、自分だけ異質で疎外されているという感覚

葛藤解決のための適切な方法を学べず、受身的もしくは攻撃的なスタイルしか身につかないこともある

③男児と女児におよぼす不適切な学習

男児；女を殴ってもよい、男にはその権利があるという学習

女児；女は男からの虐待を甘受するのが正しいという学習

④子どもへの最も深刻な破壊的影響は

- ・これが家族の機能のしかたであること、
 - ・問題解決にとって暴力は受容される方法であること、
 - ・男性は女性を支配し、虐待するものであり、
 - ・女性はそれに従うものであることを
- 教え込まれてゆくことであろう。

ここから「世代間連鎖」との関係も指摘できる。

⑤また、DVの家庭に育つ子どもが十代の若者である場合は上記に加えて

薬物中毒、自殺、家出の危険性

抑うつ

絶望感・自殺

時間的展望が持てないこと

デートレイプの問題などがあげられる。

青年期にはひととき自尊心・自己価値感が傷つきやすいこともあり、男女児ともに将来DV予備軍（加害者ならびに被害者）になりやすい。

【子ども・若者向けの特別プログラム】

こういった問題を軽減するための「子ども・若者向けの特別プログラム」（例：ミネソタDVプロジェクト）も試行されている。これは、子どものためのサポートグループ（年齢別5～6歳、6～8歳、9～12歳、男女別の青年グループ）であり、10週間にわたる長期プログラムである。男性・女性セラピストがコンビで種々の心理教育プログラムや、カウンセリングなどを提供していくものである。

*プログラムの目標は下記におかれており、「世代間暴力連鎖の打破」が目標である。

1. 暴力に関する責任を（子どもが肩代わりするのではなく）（加害者などの）適切な人間に与えること

2. 恥や孤立の感情を緩和すること
3. 暴力的な親の喪失や、親からの分離といった問題を扱うこと
4. 家庭における暴力から彼らを保護すること
5. 感情を率直に、適切に表出することを彼らに学習させること
6. 葛藤を非暴力的に解決することの学習
7. 健全な性役割の啓発
8. 健全な自己像の発達

*そして、子どもたちにまずは次のことを伝えてゆくことを主眼としている。

- ①いかなる暴力もいけないこと
- ②今の状況が変わるべきであること
- ③今の状況は子どものせい(責任)ではないこと

3. DVに特有の困難な状況と問題点

●危険の予測と情報伝達が初期の対応での大切なポイント

初期の対応は危険の予測と情報伝達の2つが大切なポイントですが、DVの問題には一般の身体的な病気やけが、あるいは心の悩みの相談などとは異なった特殊な事情があり、実態を正確に把握し、適切な対応をすることがなかなかむずかしいものです。

その理由として、第1に、DVはほとんどが家庭内で発生し、ごく親密な人間関係のなかの出来事なので、暴力が日常的に習慣化しやすく、当事者に被害・加害の意識が薄くなりがちであるとともに、家庭内のこととして秘密にされ、正確な情報が外部の者に伝えられにくいことがあげられます。

第2に、長いあいだ暴力にさらされていることによって、感情が鈍磨したり、認知が歪んだり、慢性的な無力感など、被害者が心的外傷による特殊な心理状態に陥ることです。そして、このような状況から逃れることが不可能だと思い込み、治療が著しく困難になることです。さらに、被害者のこのような無気力や不信感は、援助者との関係すらむずかしいものにしてしまいがちだということです。

●不適切な初期対応が援助の機会を逃し被害が拡大することも

そこで最初の接点が、大変重要な機会になると言えます。初期対応が適切でないと、援助の機会を逃し、被害が拡大することにもなりかねません。安全の確保を最優先すると同時に、長いあいだ暴力被害にあった人が示しやすい症状、加害者と被害者との特殊な関係性などをよく理解したうえで対応することが大切になります。

DVの問題を扱ううえで、とくに留意しなければならない点や困難な点について、面接の初期の段階や、電話相談での事例を引用しながら述べてみたいと思います。

【事例1】 問題を問題として認識していない場合が多い — 被害意識が薄い

「あのちょっと相談したいのですが、夫の暴力のことなんです」A子さんが初めて電話をしてきたとき、声はひどく力なく暗い感じでした。受けた相談員は緊張し、「どんな暴力でしょうか？」とたずねるとA子さんは、「まあ、それほどひどいわけではないんですけど」と言いよどみます。

「まあ、ちょっとけんかをして、頭を殴られたので。いつものことなんですけど。私が余計なこと言わなければよかったのです」「いつ殴られたのですか？ けがは？」「昨日の夜です。それでさっき医者に行ってきました、5針ほど縫って薬をもらって帰ってきたばかりです」「そんな大けがをしたのに、ちょっとですって？」「もっとひどくやられて、意識を失ったこともありましたから」

相談員は驚いて、緊急対応の必要なケースとして、早速必要なことをメモしはじめました。

●質問によって被害程度や危険性を推定し適切な処置を講じる

このように被害者側に被害を受けたという認識が薄く、自分の言動が悪かったから相手が暴力をふるったのだと信じ、こんな小さなことで相談をしたことに罪悪感を抱いている場合が非常に多いのです。それはつね日ごろ加害者から「お前がだらしないからいけないのだ」などと責められ、暴力を正当化されて自己評価が下がり、自己主張をすることを悪いことだと信じてしまっているためです。性急に聞き出そうとしたり、非難めいた言い方をすると電話を切ってしまうこともあるので、相手の言っていることを受け止めつつも、質問によって被害の程度、危険の重大さを推定し、適切な処置を講じなければなりません。

【事例2】 被害者が無力感によって問題解決への希望を持たないばかりか自分の能力も過小評価している

電話相談で夫のアルコール依存と暴力を訴え、子どもにも暴力がおよんだということで、B子さんは女性センターの相談室につながり、とりあえずシェルターに避難することに決めました。

すべての手はずが整ったにもかかわらず、約束の場所にB子さんと2人の子どもの姿は現れませんでした。シェルターに同行するはずだった職員が電話をしてみると、彼女は家において、「すみません、きょうは子どもが学校で体育祭の練習があるというものですから」と言います。「でもそのお子さんでしょう？ このあいだお父さんに殴られてけがしたのは」「そうです。でももう元気になりましたから……」「これ以上大変なことにならないように家を出ることに決めたのではなかったの？」「ええ、でも、やっぱりだめです。どこかに逃げても、どうせまた追いかけてくるでしょうし、私1人で子ども2人を育てるなんて無理なんです。私、何をやってもうまくいったためしがないんです。これから1人で何もかもやらなければならないと思ったら、どうしたらいいかわからなくなって。いろいろ助けていただいて悪いんですけど、やっぱり家を出るのはやめにします。あの人もお酒さえ飲まなければいい人ですし、給料もたまには入れてくれるんですから」

●慢性的に心的外傷を負った人びとの特徴を理解する

B子さんのために尽力していた関係者たちは、この態度にがっかりし、怒りさえ覚えます。しかしこのような事態は、DV問題を扱っていると珍しいことではないのです。被害者は長年暴力にさらされているうちに、自分自身の力の感覚を失い、環境の変化はどのようなものであっても、もっと大きな被害の引き金であると信じてしまうのです。被害の程度が大きければなおのこと、そこから動くことを恐れるのが、慢性的に心的外傷を負った人びとの特徴であることを十分理解しなければなりません。

このようなケースでは何回も機会を提供し、忍耐強く対処しなければなりません。むしろ1回で成功することはあり得ないと思っているほうが正しいと言えましょう。

【事例3】 記憶が曖昧であったり、はっきりしない場合がある

C江さんは大学の1年先輩のD男さんと結婚を前提につきあいをはじめました。最初はとても紳士的だったD男さんは、婚約式のあと2人で食事をしたとき、C江さんのことば遣いが悪いと言って怒りだし、食事の途中で席を立ってしまいました。追いかけて外に出たC江さんをD男さんは殴って、顔面にけがを負わせました。

そんなことがあったにもかかわらず、2人は結婚します。そして暴力はエスカレートし、C江さんはいつもD男さんの機嫌を損ねないように心配する生活を送りました。3回目のけがで病院に行ったとき、DVであることが医師にわかり、病院のケースワーカーに紹介されました。

ケースワーカーにいろいろ状況を尋ねられたC江さんの答えは曖昧で、何が原因でどんな状況でどの程度の暴行を受けたのか話すことができませんでした。さらに子ども時代の思い出を尋ねても、普通の生活だったと言うだけで、具体的な話は思い出せませんでした。

ずっと後になってわかったことですが、C江さんは小さいときからアルコール依存のお父さんが、お母さんに暴力をふるうのを見て育っていたのです。平和な家庭を夢見て結婚したのですが、皮肉にも同様に暴力をふるう男性を選んでしまったのでした。

●安全であることを相談者が確信できる環境を整える

つらい体験をしたとき、その苦痛を感じないように自分の意識を飛ばして、感じないようにすることがあります。また、親から虐待を受けたり、愛されず放任されていた人が、その現実を認めがたくていやな記憶を封印してしまうこともあります。そうすると、いやな記憶は無意識のなかに残っていても、少なくとも意識に浮かび上がることはなくなります。これは人間が苦痛を遠ざけるためのひとつの手段なのです。

けれどもそのようなやり方で苦痛を遠ざけても問題がなくなるわけではありません。むしろ身体的な病気になったり、自分でも訳のわからない精神的な症状になったり、あるいは暴力の被害にあいながらそれを避けることができないといった生活上の問題を抱えたりすることになります。

失った記憶を取り戻すのはそう簡単なことではありません。心身の安全が確保され、精神的な落ち着きを取り戻して初めて、恐ろしくつらかった体験を思い出すことができるように

なるのです。記憶に蓋をしているのは、自分の身を守るためなのですから、無理に思い出させるのではなく、まず安全であることを本人が確信できるような環境を整えることを優先しなくてはなりません。

【事例4】 他者への信頼感が希薄 — 他人よりも加害者であるパートナーを頼る傾向がある

D子さんは3年前から女性センターの相談室のカウンセリングに通い、夫婦関係改善の相談を続けていました。担当カウンセラーのY先生は、まだ完全とは言えないものの、D子さんは明るくなり自分の意思もはっきり表明できるようになった、と評価していました。また「Y先生だけが私の気持ちをわかってくださいます。Y先生は私の母親代わりです」といつも言うD子さんのことばに、なんでも自分に打ち明けてもらえるとと思っていました。

D子さんの夫の暴力はほとんど治まり、ただかんしゃくや暴言はまだ続いていました。ある日、Y先生はD子さんが夫のことで愚痴をこぼすのを、少しきつい口調でたしなめました。Y先生はとくに厳しいことを言ったつもりはありませんでした。D子さんにもここにこしていたし、「私もまだまだカウンセリングが必要ですね」と言っていたので、次回も来ると思っていました。しかし、次の回、D子さんは無断欠席をし、その次の週は「風邪をひいたので欠席します」と電話で事務員に連絡をしたきり、カウンセリングは途絶えました。

あとでわかったことですが、D子さんの夫はD子さんがカウンセリングに通うことを非常に嫌っていて、自分の悪口を言っているのだろうとD子さんを責めていたようです。D子さん自身Y先生を頼りながら、どこかで先生は自分のことをいつか嫌いになって見捨てられるに違いないと思込んでおり、Y先生に咎められたと思って離れてしまったのでした。

●相談者の恐怖心を理解しつつ他者を信頼するよう励ます

たとえば、子どものときから親に十分保護してもらえない環境で育つと、多くの場合、親ばかりでなく、他人すべてを信用することは危険だと確信するようになります。「人は必ず裏切る」という信念をもち、他者と深い関係をもつことを恐れます。深い関係になれば、きっと相手は自分を能力のない人間であると見破り、嫌いになるに違いないからです。つまりこのような態度の底には、自分自身の価値の低さに対する確信があるからです。

D子さんの場合のように、かなり元気になって、信頼関係が固まったと思えるようになって、意外なもろさを見せる場合が少なくありません。他者を信じ、自分に寄せられる好意を安心して受け取ることができるようになるまで、その恐怖心を理解し、同情しつつ、信頼をもつことを励ましつづけなければなりません。

【事例5】 援助者側が感情的に巻き込まれやすい

E子さんは夫の暴力と、暴言に悩んで電話相談をしてきました。とても弱々しい声で、結婚以来15年も苦勞し続けてきたつらい経験を訴えます。A相談員はE子さんの話を聞いているうちにあまりにも身勝手に妻をばかにしている夫の態度に心から怒りを覚え、E子さんにぜひ離婚するよう勧めました。E子さんはA相談員のアドバイスにとっても喜び、初めて私の話を本気で聞いていただけたと感謝しました。こうしてE子さんは毎週のように電話をしてくるようになりました。夫のこと、子どもの心配など訴えはいくらでも尽きません。A相談員はすっかり親身になり、E子さんの家族のことは何でも知っているような状態になりました。

数カ月後、ケース会議の席で、上司からE子さんの家族がどんな変化をしたか尋ねられ、A相談員ははっとしました。思い返してみると、E子さんは同じようなことを訴えつつけるだけで、A相談員の提案は何ひとつ受け容れず、夫の暴力や暴言に腹を立てると電話をしてA相談員の慰めを得て、感謝して電話を切るということを繰り返していただけでした。それに気づいたとき、A相談員は腹立たしさを感じました。同情心に訴えることで、自分がE子さんに利用されていたのだと思ったからです。

●援助者は自分の役割を守り、状況に振り回されない

被害者の話す内容に援助者が同情したり、加害者に怒りを覚えたりすることはだれにでも起こる自然な感情の動きであり、相手を理解し共感するためには必要なことです。しかし、相談に当たるときは、その気持ちを感じると同時に冷静な目で問題の本質をとらえ、客観的に判断できなければなりません。援助者が被害者の気持ちに巻き込まれて、感情的になってしまうと、いつのまにか相談の本筋を離れ、援助者自身の感情の発散になってしまったり、被害者の一時的な気休めや愚痴こぼしに終わってしまいかねません。また、被害者の無意識の誘いに乗り、相談員が被害者を非難する加害者役を演じてしまうこともあります。

DVの被害者は自分の権利を守り、他者と対等な関係を築くことに慣れていません。援助が真に役立つものとなるためには、援助者が自分自身の役割を守り、状況に振り回されないことが大切です。そのためにはスーパーバイザーを確保したり、職場でお互いにケースの進行状況を報告し検討するなど、1人で抱え込まない体制づくりを工夫する必要があるでしょう。

<医療機関スタッフのためのDVトレーニング>

① DVの定義、ダイナミクスなどの基本的知識

DVが身体・精神に与える影響・子どもへの影響に関する統計などの紹介

② DVによって起こる身体的・精神的な症状・特徴の紹介

<身体的症状>

外傷；やけど・内出血・噛み傷・切り傷・骨折・歯や口周辺の怪我など

状態；身体の色々な部所にある傷や内出血

色々な治癒段階にある内出血

治療にくるまでに日数が経っている

傷に対する説明が曖昧だったり、不自然だったりする

その他、慢性の頭痛・胃痛・疲労・不眠・動悸など

<精神的な症状>

うつ症状・自殺願望・不安症状・パニック発作・摂食障害・薬物乱用など

ただし、このような症状・特徴が見られない場合も多くあるので、スクリーニングは常に必要となる。

③ スクリーニング

* 注意点

- ・ 必ず患者を一人にし、付き添いの方には席を外してもらうこと
- ・ スクリーニングで話すことは秘密が守られることを告知する

* スクリーニングを始めるにあたって

「私どもの病院では虐待が心身の健康状態に与える影響を重視しており、来院患者の方すべてに、こういった質問をすることになっているのですが」などのことばかけをし、患者の不安軽減を心がける。

* スクリーニングの質問

「家庭において、危ない目にあわれたことはありますか？」

「家族の方や恋人に、叩かれたり怪我をさせられそうになったことがありますか？」

「家族の方や恋人に恐怖を感じたことがありますか？」

*患者がけがをしている場合は：

「このようなけがの場合、誰かの暴力による場合が多いのですが、誰かに暴力をふるわれましたか？」

「患者さんがこういった症状を訴える場合、誰かに脅されていたり、暴力をふるわれていたりする場合がありますが、そのようなことはありましたか？」

*患者がDVを打ち明けたときの受け答えの例

「そのような経験をしておられるのは、あなただけではありません。たくさんの方がそういった問題を抱えておられます」

「あなたをこのような目にあわせる権利は誰にもありません」

「お話しくださってありがとうございます。どうしていくのがいいのか、一緒に考えましょう」

④ 記録方法

- ・患者の合意のうえでの写真による怪我などの記録
- ・医療記録；患者がDV被害を明らかにした場合、DV疑いのある場合など
- ・医療記録の保管；家族や配偶者に記録を見られないように注意する

【資料】

HAVEN (Hospitals Helping Abuse and Violence Stop Now) at Massachusetts General Hospital
2000年 同病院 同プログラム ソーシャルサービス部門勤務の山田真由美氏より

第
二
段
階

被害者が現状を認識し、今後の生き方を

模索するための手助けをする

第2段階は、被害者が夫やパートナーとの関係を暴力的な関係（支配・被支配の関係を暴力という道具を使用して維持する）であると自覚し、そのことをふまえたうえで、自分の今後の生き方を模索する段階です。被害者は、援助者の共感的リスニングとエンパワーメント（励まし）に支えられて、離婚、別居、シェルターの利用を考えたり、または、関係の改善を期待できる見通しのもとに同居を継続し、自らの社会的生活手段の獲得をめざすなど、現状を見直し、方向の模索が始まります。

援助者は被害者の選択を尊重し、見守ることになります。すでに、シェルターや実家、知人宅に身を寄せ、夫やパートナーとはすでに別居している場合や、身体的暴力よりむしろ精神的、性的暴力に悩みながら、なんとか同居している場合とがあるでしょう。どちらの場合も、第1段階同様、被害者の安全を確認したうえで援助がスタートします。

【事例1】

3年前に結婚し、専業主婦のAさん（32才）は、気分の落ち込みと不安感を訴えて相談に来室しました。独身時代の大部分を旅行会社の第一線で、多忙ではあるものの有能な社員として過ごしたAさんは、取引先の会社で知り合った夫との暖かい家庭づくりをめざして結婚しました。

1年前の出産を境に退職し、Aさんが子どもの世話に関心が向くようになると、夫がお酒を飲んでは不機嫌になる回数が増えていきました。理由は、食事の内容、掃除の不備、夫の身のまわりの人への不満などさまざま、言い出すと長いときは2時間にもおよびました。

2カ月ほど前、たまたま食事の準備に追われ、夫の声に返事をしなかったことから夫は怒りだし、食卓をひっくり返しAさんへの暴力におよびました。男性の暴力に出会ったことのなかったAさんは強い恐怖心を感じ、痛む体を引きずりながら子どもを抱えて実家へ逃げ出しました。

翌日夫はAさんの実家を訪れ、涙ながらに謝罪し、熱心に帰宅を促しましたが、Aさんはその気持ちになれませんでした。しかし、一週間、毎日電話をしてくれる夫の熱心さと、実家とはいえ、長居の心地悪さから今回は帰宅しました。

この2か月間、夫の気分は安定して不満ありませんが、頭に焼き付いた暴力場面のイメージが拭えず、いつ爆発するかという不安感の増大と、自分が夫の気持ちに十分応えられなかったから暴力が起きたのではないかという落ち込みに悩まされるようになり、事情を打ち明けた数少ない友人の勧めで、カウンセリングルームのドアを叩きました。

●備えることが力となり自尊感情の回復につながる

カウンセリングのなかで、Aさんは自分のなかの不安感の正体について援助者と話し合いました。

まず、次回同じことが起きたときの対応について話し合い、別居の具体的な準備や、シェルターの利用について援助者から情報を得ると、図書館で自分で情報収集してきました。その後の時間をかけた話し合いのなかで、Aさんは今回の経験から、自分が危機状態になったときの準備が何もなかったこと、日常生活のなかで夫に依存的になっていたことや、せっかく仕事を辞めてまで手に入れた結婚を、なんとか壊さないために必要以上に気持ちを殺してきた結果、ひとりの人間対人間としての話し合いの姿勢が崩れていた状況に気付きました。また、暴力が自分自身の行動だけが原因で引き起さるものでもないという自覚がAさんを力づけました。

このケースのように同居している場合についてはまず、身体的暴力が再発したときにどのような対応をするかを検討します。シェルターなど緊急避難先の具体的な利用方法の情報提供や、緊急連絡先の確認、家を出るときの携帯品目、子どもの学校の手続きなどをチェックしたり、状況に応じた情報提供をします（P.25の「セイフティプラン」を参照してください）。安全への万全の準備と援助者との定期的、継続的な話し合いの場が同時進行します。被害者にとって、暴力をふるう夫やパートナーと今後もともにいることを望むかどうかが最初の選択でしょう。

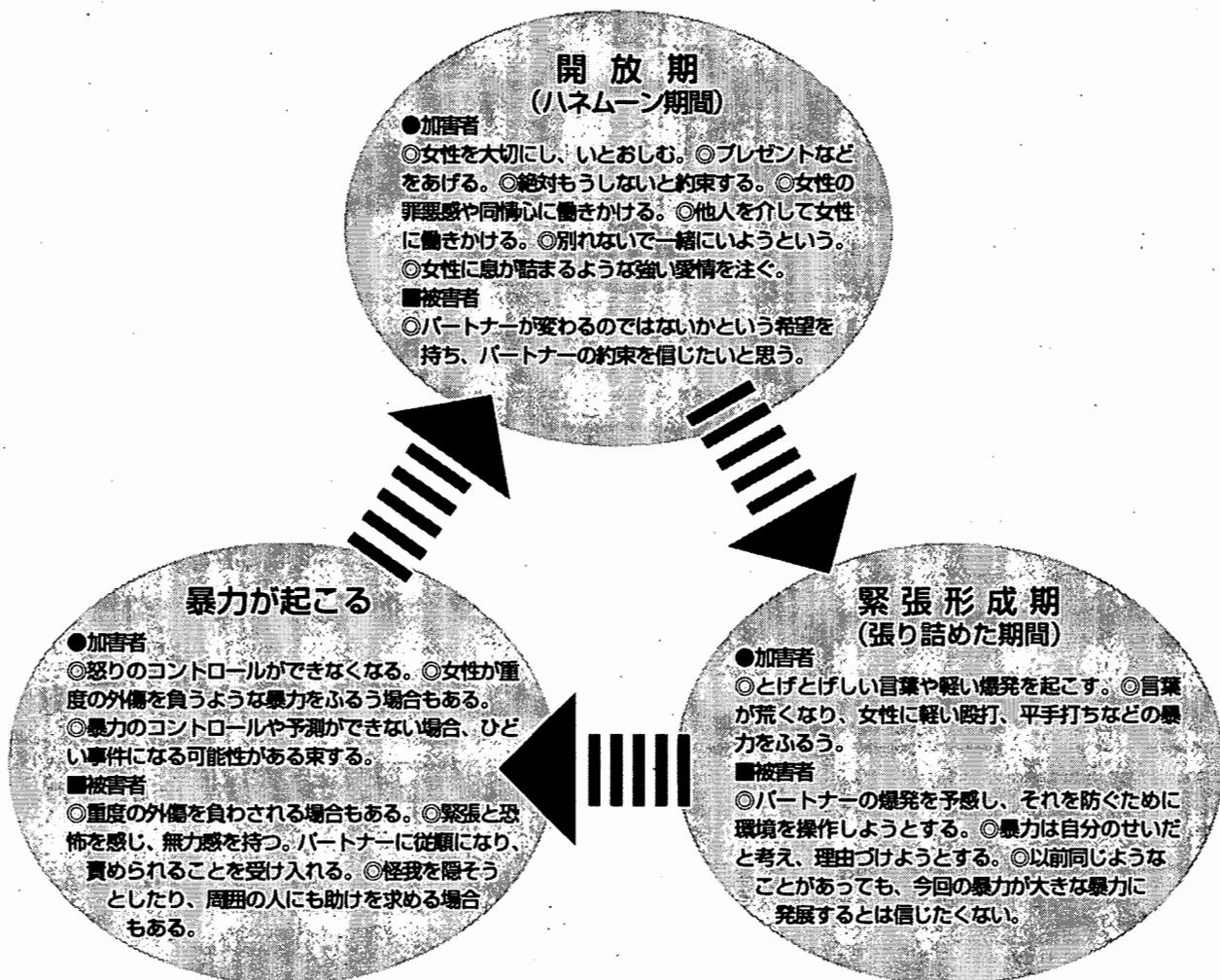
暴力を受けながら、その暴力をふるう相手とともに暮らし、別れることを躊躇する迷いの時期にじっくり話を聞いていくことが被害者を主体的な判断に導き、後悔を残さない大事な柱になります。第1段階同様、まず他者に家庭内の暴力の話ができるようになったことを大きな成果と認めることが大切です。

●たった一度の暴力が被害者を支配し続けることを認識する

最近ではレノア・E・ウオーカーの提示した「DVのサイクル」（P.22を参照してください）が繰り返されるように考えられてきていますが、たった一度の暴力がその人にとって、深い心の傷になり得ることを理解する必要があります。暴力的関係は、繰り返される暴力によってではなく、たった一度の体験でも、日常の加害者の何気ない動作、態度が被害者に暴力を想起させ、行動を制約させることで完成します。ここではもう力をふるう必要はなく、ちょっとしたしぐさで十分に効果を現します。暴力的関係を検討するために、個人カウンセリングだけでなく、グループカウンセリング、自助グループへの参加などで、自分の体験に共感をもって聞いてくれる人との出会いが大きな力になります。

このことは次のケースのように、被害者と援助者がともに解決の希望が見出だせないときに、とくに必要になります。

〔ドメスティック・バイオレンスのサイクル〕



多くの加害者に見られることですが、彼はとても乱暴であったり、一転して反省の態度を見せたり、別人のようにやさしくなったり、ということを繰り返します。多くの場合、このサイクルを重ねるにつれ、暴力の度合いは激しくなっていくと言われています。

●アジア女性基金「夫やパートナーからの暴力対応マニュアルII」より

【事例2】

買い物や友人に会うために少しでも家を空けると、夫の機嫌が悪くなり、ときに暴力におよぶので悩んでいると相談電話をかけてきたDさんは、2人の中学生のお母さんです。

2人の子どもを養育するため、夫からのたび重なる暴力にずっと耐え続けてきました。その状況から脱けだすために、少なくとも自分ひとりでも生活していく方向で、すぐではなくとも将来はたらく見通しについて考えてみませんか、と援助者が提案すると、体があまり丈夫でないのではたらくのは無理とのこと。

では暴力から逃れるために、交番やシェルターに駆け込むこともできると提案してみましたが、交番にはいままで何度か相談したが夫婦喧嘩には介入できないと言われて、すっかり信頼感を失っているようです。さらに、1人で子どもを養育する自信のなさを話します。親族に助けを求めることはできないかとの問いかけには、両親も高齢で、我慢していればそのうち変わるからと言われ、離婚ということばに両親のほうが神経質になり、とても話すことは無理で、自分が夫の怒りを引き起こさなければいいんです、という返事です。

●第三者にかかわりを求めた勇気をまず評価する

このように、援助者からの提案に対して次々と否定的な返事が返ってくると、相談を受けている援助者も少しずつ被害者の無力感に巻き込まれてしまいがちになります。しかし、被害者が相談電話をかけてきて、第三者に関わりを求めようとした、この力をまず認めていくことが、被害者、援助者の双方が無気力感から脱けだす第一歩ではないでしょうか。

日本でDVの問題がいままで社会的に取り上げられなかった背景には、夫婦喧嘩として軽視されたり、人権侵害という視点が薄かったという風潮がありましたが、一方で自分でなんとかすべき夫婦間の問題であるとか、恥ずかしいという理由で声を上げなかったということもあります。

援助者の陥りがちな失敗のひとつに、自分が被害者に対して何の援助もできないことへのあせりがあります。自分の力の必要性を認められたいと思うばかりに、被害者にふりまわされる援助者もいます。その結果、援助者と被害者のペースにずれが生じ、助言に従わない被害者と、相手のためという信念でつい説教がちになる援助者とのあいだは、あたかも支配を望む加害者と抑圧される被害者の関係を思わせます。

●被害者が迷うのは当然のこと

あくまでも被害者のペースに合わせて主体性を掘り起こす作業、エンパワーメントが重視されます。迷うからこそ相談に訪れ、第三者の力を求めているのです。迷うということに関しては、別居している被害者も同様です。修復をめざして帰宅してから、何度も避難先と家を往復することもあるでしょう。

【事例3】

Kさんは50才、夫は55才で、23年前に知人の紹介で見合い結婚しました。2人で築きあげたインテリアをあつかう店舗は順調に発展し、いまでは10人の従業員をかかえるまでになりました。

一見何の不満もなさそうに見えるKさんが相談室に来室したのは、「夫のマザコンについて相談したいから」ということでした。細かく話を聞くと、夫は二言目には「うちのお袋は…」と言って、Kさんが自分の母親と同じように行動することを要求してきました。Kさんが外出することをひどくきらい、必ず外出先に電話をかけてきたり、自分と同行しない外出では時間ごとに連絡を入れるよう要求します。

その一方で、自分は飲みに出たり、仕事仲間を夜中に突然連れて帰り、妻にお酒の接待をさせることには無頓着で、自分の母親がしたように、夫の言うとおりに妻が動くのは当然だと考えています。

さらに、Kさんが夫の言うことに少しでも反発したり、不満の気配を見せたり、とりわけ性生活を避けたりすると暴力的な言動に走るようになりました。このことに援助者が言及すると、Kさんは夫が暴力的になるのは夫のマザコン、飲酒、自分が夫の気持ちにそうように行動できなかったからで、夫も常に「おまえが俺を怒らせることをするからだ」と言いつけてきたと言います。

したがって、Kさんがカウンセリングを求めるのは、なるべく短期間で（相談に来るのも他の理由を使って来ているので）夫の態度を変えさせる方法を知ることでした。

「マザコンの夫と23年間、それなりに過ごしてこれた理由は？」という援助者の問いかけに、Kさんは、しらふの夫は常識的に話ができるし、仕事だけは熱心にする、夫と築きあげた商売の実績を手放したくないことをあげ、最後に自分のなかにある離婚への恐怖感と差別感の混じった感情を話してくれました。

●小さな気づきを積み重ね、面接を継続する

援助者は、話し合いのなかで被害者が変わる可能性はおおいにあり、その結果夫が変わるかもしれないこと、妻であっても自分の思うように支配しようとするのは暴力であり、許されることではないことを伝えました。このケースのように、問題を自分の問題として抱えきれない場合、往々にして、カウンセリング継続はむずかしくなります。そのような状況のなかでも、小さな気づきをめざしてとにかく面接をつなげることが最大課題となります。間隔をおいた面接（月に1回程度）を長期間継続してKさんは長いあいだ事業を支えてきた自分の力を確認し、それを社会のなかで生かす方法を模索しはじめました。

とくに被害者の大多数の人があげる別れられない理由は、経済的な不安、子どもから父親の存在を取りあげてしまううしろめたさ、離婚や別離に対する社会的な差別感、自らの敗北感、自分のいたらなさが相手を怒らせたという自己尊重感情の低さ、そして大きな壁はさまざまな暴力を受けるなかで培われた無力感です。「おまえには力がない」「何をしようとしてもうまくいくはずがない」と言われ、自分でもそう思い込んでいる状況から、自分のなかの力に気づき、何かを始めたり、自信や自尊感情へと結びつける作業が必要になります。

【事例4】

パートナーの学歴と年齢（Mさんより5才年下）、Mさんが離婚経験者だったことなどによる周囲の反対を押しきって、同居して5年になります。離婚した夫とMさんとのあいだに生まれた一人娘が最近、不登校気味になり、その対応について相談に来たことから、パートナーとの問題が出てきました。

パートナーは生活上のさまざまな事柄の責任を常にMさんに押しつけます。いちばんいやなのは性生活の強要です。Mさんが不満や自分の考えを主張すると、子どもの前でもMさんに手を上げるようになりました。気分の穏やかなときもあり、そういうときは本当に優しく、子どもの父親としてもこまやかな気配りをします。子育てや家族の都合に合わせて、Mさんは家でできる翻訳の仕事の細々とやっていますが、最近仕事が認められるようになり、それに伴って、パートナーの暴力もエスカレートしているように思われます。

カウンセリングが進むにしたがって、Mさんは別居を考えはじめました。とくに子どもへの影響を考えると、これ以上いっしょに生活してもよいことが望めないように思えます。ただ、すぐに実行するにはいまひとつ自信がありません。しかし、別居という目標ができたことでMさんは仕事への意欲が出てきました。昼間の時間はMさんがほぼ自由に時間を使えるので、生活の後ろ盾になる資格取得をめざして動き出した母親の変化の影響からか、子どもの不登校傾向もほとんどなくなり、学校に足が向くようになりました。

●女性のエンパワーメントが加害男性に影響を与えることがある

いま、自分は選んでここにとどまり、将来にそなえて必要なものを手にいれているという自覚は、状況への受けとめ方に変化をもたらします。また、DV被害者のためのグループカウンセリングや自助グループへの参加も大きな力づけになります。同じような経験を経て自分の生き方を見出だした仲間との出会いは不安の軽減に役立ちます。

このような女性の変化は加害男性に影響を与えることもあります。男性側に加害者としての意識が生まれたり、事態の責任を自分のものとして引き受ける刺激になることがあり、まれには抑うつ状態を示すこともあります。さらにどうしても離婚は避けたいという意識が強い場合など、関係そのものの修復を図りたいというきざしがあれば、最近に加害男性のためのグループ活動もありますし、DVの本を読ませることも効果があります。これらの社会的なリソースにつなげることも援助者の大きな役割でしょう。

【事例5】

Bさんの夫は国立大学を卒業後、一流銀行の役職についたところで、いまが仕事に油ののっている時期です。義父も銀行マンだった人で、夫は厳格でも、社会的信用の厚い父をモデルに仕事をしてきました。

カウンセリングをはじめると同時に、Bさんは守秘義務についてまずたずね、カウンセリングを受けることで「家庭内の恥」を話すことに抵抗を感じると言い、さらに、次回の約束の日時を

決める段になると、夫の実家に家事をしに行く都合、夫や子どもたちの帰宅時間や予定を優先するのでいつまでも決められません。

長い結婚生活の中で、Bさんはいつも家族の気持ちを察することに追われて、自分が何を望んでいるのか、何ができるのかを考えないことで家庭を維持してきました。それは、彼女をとりまく女性たちが歩んでいる道でもあり、実家の母に言わせると「安全で幸せな生活」へつながることです。

じつは、20年近く前、まだ子どもたちが小さなころ、Bさんは夫に女性がいることを知り、そのことを責めたときに夫から暴力を受けた体験があります。子どもたちを連れて実家に駆け込んだとき、子どものために多少のことは目をつぶるようと言われると、経済力のない自分、1人で子どもたちを育てていく自信のなさが自覚され、逆に謝って家に戻りました。以来、夫は自分の思うようにならないことがあると感情を爆発させ、Bさんは夫の気持ちに敏感になり、夫の怒りの感情を引き出さないよう、緊張した生活を送ってきました。とくに最近では自分が無能に感じられ、生きていく価値があるのかと考えることもあります。

●正論もエンパワーメントも、ときには被害者への抑圧となる

援助者はBさんに「暴力行為は夫婦であっても理由のいかんを問わず、人権侵害であり、違法である」ことや、暴力は身体的な暴力にとどまらず、相手の人格をおとしめることも含まれること、夫が怒りの感情を爆発させるのは必ずしもBさんに責任があることではないなどを伝えました。Bさんはそのことを受けとめられないようで、夫の言うように、自分のやり方が悪いから夫が腹を立てるので、夫の感情を苛立たせない方法を教えてほしいということから動けない状況が続きました。やがて援助者の言うことに同意できない自分をまた責めるようになり、相談室への足も遠のいてしまいました。

長いあいだ、自分の欲求や感情を押し殺して生活してきた被害者にとって、どのような正論も、エンパワーメントも逆に抑圧として機能してしまうことがあります。言われれば言われるほど、援助者の論理を受けとめられない、「不出来な自分」を痛感することになります。まずは、被害者が相談の場に現れたことを評価することからスタートし、身の安全についての検討が行われて相談の準備が整います。そこで初めて、被害者は自分の身に起きたことに耳を傾けてくれる援助者の支えと、励ましに守られて感情や欲求を取り戻すことができます。ここにいたる長い道程に同行するのが援助者の大きな役割でしょう。

セーフティプラン

- ①どこに逃れるか、日頃より考えておく。彼にすぐわかるような場所を避けること。できれば下見をしておく。このとき、住所や電話番号を家に残さないよう注意する。
- ②相談機関の電話番号を控えてつねに身につけておく。
- ③危険が迫ったとき、緊急に誰かに知らせる場合の暗号を考えて、事前に相手に伝えておく。
- ④車やバイクなどにガソリンを入れておく。整備もしておく。
- ⑤つねにいくらかの現金を身につけておく。
- ⑥家から持ち出すもの一式（「家から持ち出すもののリスト」下段参照）を一箇所にまとめて、彼にわからない場所に置いておき、すぐに持ち出せるようにしておく。あるいは、信頼できる知人の家などにあらかじめ移しておく。
- ⑦子どもが状況を理解できる年齢であれば、あらかじめ計画を話しておく。
- ⑧できれば家計とは別の貯金をしておく。
- ⑨妊娠しないように注意する
- ⑩何かあってもなくても、相談員との定期的な連絡を継続し、状況を伝えておく。

【家から持ち出すもののリスト】

- ・緊急連絡先の住所や電話番号
- ・身分証明書（出生証明、社会保険証書、運転免許証、パスポートなど）
- ・健康保険証またはそのコピー
- ・現金
- ・通帳、カード
- ・印鑑（実印、印鑑証明カード、銀行印など）
- ・財産に関する法的書類の写し（抵当権決定証書、賃貸借契約書、土地の権利書）
- ・日頃つかっている常備薬
- ・裁判に提出する証拠品（けがをしたときの写真、医師診断書、録音や相談者に相談した際の電話記録メモなど）
- ・その他、あなたにとって大切なもの、思い出のもの、子どもが大切にしているもの
- ・その他、彼があなたの居所を探す手がかりとなるようなもの（例：アドレス帳）

第二段階

男女の暴力なしでの

コミュニケーションを模索する

そもそも私たちのプロジェクトは、DVへの対応策として被害者を夫やパートナーといった加害者から逃すことだけで2人のあいだに生じた「暴力という関係」の根本的な解決になるのだろうか、という素朴な疑問に端を発していました。

つまり、また再び男女がこの非常事態を契機に、おたがいを以前よりもより理解し合い、「暴力なしでのコミュニケーション」がとれ、2人がともに満足し得る新しい関係を築けないものかと考えたのが、このプロジェクトの発想でした。すなわち、そうした満足し得るあらたな関係というものが、いままでのような同居、あるいは別居、さらには離婚などの別れに終わろうとも、再びコミュニケーションをもてたことの満足感は、将来にわたって何よりも2人にとって重要なものになるだろうと考えたものでした。

しかし、お互いの経験を出し合い、いくつかの書物などに当たるなどしているうちに、ここにたどり着くためには、われわれ援助者が相当に慎重に介入しなければならないことが分かってきました。2つのケースをあげてみましょう。

【事例1】

花子さんは、女性センターの紹介で、カウンセリングに現れました。夫からの暴力のため実家に逃れたまではよいのですが、これから先のことが不安で夜も眠れずにいました。

援助者が花子さんの話をよく聞いたところ、夫の太郎さんも大変反省しており、電話をかけてきたり、実家のご両親にも詫びを入れたりといった低姿勢です。さらに、花子さんがいないと、1人外食して帰宅してもさびしく、ついお酒を飲んでしまうとも言っていました。電話もややお酒が入ってからしてくることも多いようです。

実は花子さんの実家への避難は今度で3回目で、いままでは太郎さんのことばに負けて、家へ戻りましたが、しばらくするとまた同じように暴力が再発していました。そうしたこともあって、今回は花子さんは女性センターに相談したのです。

援助者は何回か花子さんとお会いし、援助者から、花子さんの不安や迷いを太郎さんに伝えてみることにしました。電話を受けた太郎さんは一瞬驚いたようでしたが、援助者に変な反省しており、2度とこのようなことがないように誓うから、花子さんに戻ってきてほしいと懇願してい

ました。このことを花子さんに伝えると、花子さんの迷いはますます強くなるようでした。援助者は夫婦の同席面接をして、おたがいをよく理解し、暴力のない関係を築く手助けができるのではないかと考え、2人に提案しました。太郎さんは快諾し、花子さんも援助者が同席して守ってくれるのならと不安をもちながらも同意してくれました。

面接にあらわれた太郎さんは疲労困憊した感じで、やせ細った心細げな方でした。花子さんを直視することは少なく、もっぱら援助者にひたすら自分が悪かったのだと反省しました。花子さんは、ちょっとビクビクしながら太郎さんに対していままで口にできなかった不満を述べ、これに太郎さんも頭を下げた詫言っていました。面接に期待がもてそうに援助者には見えませんでした。

しかし、その帰り道で、花子さんは太郎さんにいまでも増して、ひどく殴られ大けがをし、タクシーに飛び乗り実家へ直行したとのこと。花子さんは、太郎さんに「よくも人前で恥をかかせた」となじられ、暴力をふるわれたとのこと。その後は2人とも援助者のことを敬遠するようになってしまいました。

【事例2】

恵子さんは学さんと結婚して3年目になります。家事分担のことで時どき口論になることはありましたが、ある日、目をつり上げて大声でどなる学さんが怖くなり、にじり寄ってくる学さんを恵子さんがつい押し返してしまいました。学さんはこれに腹を立て、恵子さんの頬を平手打ちしてしまいました。学さんはそのあと出かけ、夜遅くにそと帰って寝ていました。

以来、体格のよい学さんとのちょっとした口論でも、恵子さんにとっては、また前のようにぶたれるのではないかという反射的な恐怖を起こすものとなり、緊張すると顔面にチックが出るようになり、精神科クリニックを訪れ、そこの紹介でカウンセリングを始めることになりました。

面接で恵子さんは、学さんとの生活を緊張なく楽しく続けていきたいと言います。「事件」以来、学さんの方も口数が少なくなり、不満がこじると口論を避けるかのように時どきコンビニへ出かけるそうです。援助者には、2人がおたがい「暴力」という地雷を踏まないように緊張して生活しているようすが手に取るようわかりました。援助者は夫婦面接を提案し、恵子さんに了解を得ました。学さんに「暴力」という関係がいかにいままでの快適で自由な関係を破壊するかということ電話で話したところ、学さんも面接に積極的に参加したいと申し出てくれました。

2人は面接にあらわれ、真剣に恋愛時代のこと、おたがいに寄せていた期待、それらのズレ、その結果としての家事分担戦争について、冷静に話し合ってきました。援助者は、学さんが急激な強い怒りの感情がわき起こってきたときに、コンビニへ行くという方法をとっていることを評価し、今後は、「ちょっと頭を冷やしてくる」といい、1時間以内に戻ることを言い残して出かけるようにアドバイスしました。

面接では、しだいに2人のあいだで笑いが増え、恵子さんの顔面のチックはすっかり消え、リラックスして話し合いがもてるようになりました。2人から今後も大丈夫との確信を得たところでカウンセリングを終了しました。

【解説】

これら2つのケースからも推し量ることができますが、夫婦カウンセリングを効果的に行なうには細心の注意が必要です。ここで、夫婦カウンセリングの持ち方についての適用と注意事項についてまとめてみたいと思います。

a. 適用の目安

- (1) 男女ともに夫婦関係あるいはパートナーシップを大切に思い、今後も維持したいと望んでいること。その表れの一例としてとしては、加害者が「暴力コントロールのための男性グループ」などに積極的に参加しようとしたり、現に参加していること。できればこれらのグループでの学習過程を終了していることが望ましい。
- (2) 男女ともに同席での面接を望んでおり、援助者もこうした面接方法について十分な経験があり、専門的な援助者としての適切な訓練を受けていること。たとえば、「暴力」に対してあくまでそれをあつてはならぬことという態度をもちつづける必要性を認識し、安易に一般的なカップル・カウンセリングの場合のように、男女の相互作用の結果として「暴力」を理解しようとしたり、その仮説を2人に提示したり、それを面接のなかで検証しようとしたりしないこと。
- (3) 加害者が暴力の発生を未然に防ぐ方法をすでにとれているか、そうした方法についての援助者からのアドバイスを積極的に受け入れ、行動に移すことができること。
- (4) 男女とも（とくに加害者）が暴力の発生プロセスについて、感情ではなく、冷静に考えをめぐらせることができること。とくに、暴力発生の可能性のある兆候（「ドキドキする」「手が震え、声が大きくなる」「握り拳に力がはいる」など）について十分に自覚できること。
- (5) 被害者が、個人面接でも同席面接でも同じようにある程度リラックスしており、ひどく感情的になったり、逆に慢性的な恐怖による感情の平板化が生じていないこと。
- (6) 被害者が、暴力から逃れる方法を熟知し、何度かそれらをこころみ成功していること。
- (7) 以上のすべての条件が満たされていること。

b. 夫婦あるいはカップルの合同面接を避けたほうがよい場合

- (1) 加害者が以前から妻あるいはパートナー以外にも暴力をふるった経験が多くある場合。
- (2) 加害者にアルコールやほかの薬物嗜癖がすでにある場合。
- (3) 加害者がなんらかの精神障害をわずらっていると推定される場合。
- (4) 夫婦のあいだで親権のからんだ離婚問題が同時に発生している場合。
- (5) 上述した「適用の目安」の条件がすべて満たされない場合。

以上、暫定的ですがこれらのことがわれわれの考えです。現実的には合同面接をもつことが、かなりむずかしいことがおわかりいただけるかと思います。それでも熟練した援助者であれば、合同面接の下ごしらえとして男女別々の個人面接をもつとか、男女それぞれと信頼関係を築き、それぞれの「秘密」までも共有し、カウンセリングの進行速度と必要性にあわせてそれらを開示する準備をする（本人の承諾を得ることは当然であるが）などの工夫をすることができます。

援助者が断固として暴力を否定し、問題に積極的に介入することの重要性は言うまでもありませんが、被害者のペースを上回る加害者への敵対視、啓発やエンパワーメントの試みは、必ずしもよい結果を生みません。援助者がエンパワーメントを急ぐばかりに、かえって被害者を抑圧し被害者意識の増幅を招くこともあるのです。

被害者が望むのであれば、被害者は直接にしる間接にしる加害者と連絡を取りあい、和解のためのコミュニケーションの可能性を模索することが必要です。援助者は、実は多くの加害者が関係の修復を望んでいるということをあたまの片隅にとどめておく必要があります。そうすることで、時には逆効果となる性急な援助や、一面的な援助の仕方について、再考することができるでしょう。

おわりに

この小冊子は、わが国の現状にみあったDVへの、あるいはDV後の対応についてある程度の指針が提供できればという趣旨で書かれています。

すでに、第3段階のところでも述べましたが、最終的にわれわれが提示したかったのは、DVのあとに、まずは加害者が「加害者」であることをしっかりと認識したうえで、その夫婦あるいはカップルがなんらかのかたちでDVなしの安心したコミュニケーションをもつことができ、DVなしの2人の新しい関係を築くためにはどのような方法があるだろうか、もしあるとすればそれはどのような方法かといったものでした。

しかし、話し合えば話し合うほどに、いまだにわが国では、そもそもDVの被害者でさえも「被害者」と自らを認識し、避難・援助のステップへと踏み出せないでいること、ましてや「加害者」である多くの男性も「加害者」であることを重大視する、あるいは「重大視させる」援助システムが確立されていないことが、当初の「2人が安心してDVなしのコミュニケーションをもつ」という目標以前に重要なのでないかとの方向に話し合いの流れが向いてしまいました。

さらにはやはり、民事不介入の原則や、被害を受けた当事者がその被害を「被害」として訴えない限り、司法システムがなかなか動きだせないという問題が、こうした事態の解決を遅らせているのではないかといった議論もなされました。

また、電話相談をうけるカウンセラーなど、DVの発生をまずもって知る機会の多い最前線の援助者の人びとのための、具体的できめ細かな対応の指針も示すことも重要ではないかということになり、第1段階、第2段階のなかに盛り込むことになりました。ですから第3段階にいたるまでに、われわれのすべきことはいかに多くあるかということをおぼろげに知る機会にもなりました。途中で、なかなか眼目の「第3段階」にたどり着かないことへのイライラや無力感を体験することさえありました。

しかし、ひるがえって考えてみますと、このことはとりもなおさず、実際のDV対応のプロセスとまったく同じことが起きていたのだと思います。さらに、こうした話し合いから、「緊急事態には迅速に、コミュニケーションの再開に向けてはゆっくり慎重に」という「緩急自在な対応」がDVには必要だということがわかってきました。しかし、この現実即した「緩急自在な対応」がとれるようになるためには、相当な訓練が必要であると思われ、こうした訓練機関の整備も今後の大きな課題であるといえましょう。

以上の議論の末に、第3段階が浮かび上がってきます。第3段階については重複は避けませんが、この段階にたずさわる援助者には、それまでの段階にかかわる人びと以上の専門家としての訓練が必要であるように思われます。この訓練、つまり夫婦あるいはカップル・カウンセリングや家族療法あるいは家族カウンセリングの基礎的な訓練と、とくに「緩急自在な

対応」を要するDVという問題への介入方法の特殊な訓練は、わが国では大きく立ち遅れていると言わざるを得ませんでした。それでも、この小冊子が、援助者の方々の不安を取り除いたり、「おさらい」になったり、あるいは、あたらしい実践の手引きに少しでもなってくれることを願ってやみません。

【全国相談窓口案内】

《公立婦人相談所》

- | | | | |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| ■北海道立女性相談援助センター | 011 - 666 - 9955 | ■福井県婦人相談所 | 0776 - 24 - 6261 |
| ■青森県女性相談所 | 0177 - 81 - 0708 | ■石川県婦人相談所 | 076 - 223 - 9553 |
| ■秋田県婦人相談所 | 018 - 835 - 9052 | ■富山県女性相談センター | 076 - 421 - 6252 |
| ■岩手県立婦人相談所 | 019 - 624 - 4811 | ■岐阜県女性相談センター | 058 - 274 - 7377 |
| ■宮城県婦人相談所 | 022 - 224 - 1491 | ■愛知県婦人相談所 | 052 - 913 - 3300 |
| ■山形県婦人相談所 | 023 - 635 - 3603 | ■滋賀県立女性福祉相談センター | 077 - 564 - 7867 |
| ■福島県婦人相談所 | 024 - 522 - 1010 | ■京都府婦人相談所 | 075 - 441 - 7590 |
| ■東京都女性相談センター | 03 - 5261 - 3110 | ■三重県女性相談所 | 059 - 231 - 5600 |
| ■茨城県婦人相談所 | 029 - 221 - 4166 | ■奈良県婦人相談所 | 0742 - 22 - 4083 |
| ■埼玉県婦人相談センター | 048 - 864 - 9910 | ■和歌山県女性相談所 | 073 - 445 - 0793 |
| ■群馬県女性相談所 | 027 - 261 - 7838 | ■大阪府女性相談センター | 06 - 6725 - 8511 |
| ■栃木県婦人相談所 | 028 - 622 - 8644 | ■兵庫県立婦人相談センター | 078 - 732 - 7700 |
| ■千葉県婦人相談所 | 043 - 245 - 1719 | ■鳥取県婦人相談所 | 0857 - 27 - 8630 |
| ■神奈川県立婦人相談所 | 045 - 502 - 2800 | ■広島県立婦人相談所 | 082 - 255 - 8801 |
| ■新潟県婦人相談所 | 025 - 381 - 1111 | ■島根県女性相談センター | 08548 - 4 - 5661 |
| ■長野県婦人相談所 | 026 - 235 - 5710 | ■岡山県女性相談所 | 086 - 243 - 1711 |
| ■山梨県女性相談所 | 055 - 254 - 8635 | ■山口県女性相談所 | 0839 - 25 - 7354 |
| ■静岡県婦人相談所 | 054 - 286 - 9217 | ■愛媛県婦人相談所 | 089 - 941 - 3490 |
| | | ■香川県女性相談センター | 087 - 835 - 3211 |

- 徳島県婦人相談所
088 - 623 - 8110
- 高知県女性相談所
088 - 822 - 5520
- 福岡県女性相談所
092 - 711 - 9874
- 大分県婦人相談所
097 - 544 - 3900
- 宮崎県婦人相談所
0985 - 22 - 3858
- 熊本県福祉総合相談所
096 - 381 - 4411
- 佐賀県婦人相談所
0952 - 26 - 1212
- 長崎県婦人相談所
095 - 846 - 0560
- 鹿児島県婦人相談所
099 - 222 - 1467
- 沖縄県女性相談所
098 - 854 - 1172

《福祉事務所》

★福祉事務所は地方自治体（郡や市区町村）に設置されており、全国に1221カ所あります。役所・役場で紹介してもらえます。

東京都千代田区 03 - 3264 - 0151

《民生委員》

★福祉事務所を通して連絡がとれます。

《人権擁護委員》

★地域の役所・役場か、法務局を通して連絡がとれます。

《公立の女性センター／婦人会館》

★各都道府県にあります。

- 北海道女性プラザ
011 - 251 - 6329

- 札幌市女性センター
011 - 621 - 5266
- 空知婦人会館
0126 - 23 - 9236
- 秋田県婦人会館
018 - 836 - 7840
- エル・パーク仙台
022 - 268 - 8302
- パルティ栃木女性センター
028 - 665 - 7714
- レイクエコー茨城県女性プラザ
0299 - 73 - 3877
- 茨城県婦人会館
0292 - 21 - 7195
- 千葉県女性センター
0471 - 40 - 8602
- 市川市女性センター・ウイズ
047 - 323 - 1777
- 船橋市女性センター
047 - 423 - 0757
- 松戸市女性センター・ゆうまつど
047 - 363 - 0505
- 東京ウィメンズプラザ
03 - 5467 - 1711
- 中野区女性会館
03 - 3380 - 6945
- 練馬区立練馬女性センター
03 - 3996 - 9050
- 足立区女性総合センター
03 - 3880 - 5223
- 東京都北区女性センター（アゼリアプラネット）
03 - 3913 - 0161～2
- 品川区女性センター
03 - 5479 - 4104
- 東京都新宿区立女性情報センター
03 - 3341 - 0801
- 杉並区男女平等推進センター
03 - 3393 - 4713
- すみだ女性センターすすかけ
03 - 5608 - 1772
- 世田谷区立せたがや女性センターらぶらす
03 - 5478 - 8021

- | | | | |
|------------------------|----------------|-------------------------------|--------------|
| ●豊島区立男女平等推進センター・エポック10 | 03-3980-7830 | ●愛知県婦人会館 | 052-323-7831 |
| ●文京区女性センター | 03-3812-7149 | ●名古屋市女性会館イーブネット | 052-323-7830 |
| ●港区立女性センター | 03-3456-4149 | ●豊橋市女性会館 | 0532-33-2800 |
| ●目黒区女性情報センター | 03-5721-8572 | ●三重県女性センター | 059-233-1133 |
| ●日野市立女性センター | 042-584-2733 | ●滋賀県立女性センター | 0748-37-8739 |
| ●調府市婦人会館 | 0424-81-7626 | ●大津市婦人会館 | 077-527-5508 |
| ●主婦会館 | 03-3265-8111 | ●京都市女性総合センター・ウィングス京都 | 075-212-7830 |
| ●神奈川県立かながわ女性センター | 0466-27-2111 | ●奈良県女性センター | 0742-27-2300 |
| ●横浜女性フォーラム | 045-871-8080 | ●大阪府立女性総合センター・ドーンセンター | 06-6937-7800 |
| ●フォーラムよこはま | 045-224-2004 | ●大阪市立女性いきいきセンター北部館・
クレオ大阪北 | 06-6320-6300 |
| ●横浜市婦人会館 | 045-714-5911 | ●大阪市立女性いきいきセンター南部館・
クレオ大阪南 | 06-6705-1100 |
| ●川崎市中小企業婦人会館 | 044-422-2525 | ●大阪市立女性いきいきセンター西部館・
クレオ大阪西 | 06-6460-7800 |
| ●厚木市女性センター | 046-225-2500 | ●摂津市立女性センター・ウイズせつつ | 0726-35-1407 |
| ●新潟県女性センター | 025-285-6610 | ●メセナひらかた女性フロアー | 0720-43-5551 |
| ●新潟市女性センター | 025-245-0545 | ●堺市女性団体協議会 | 0722-23-0399 |
| ●山梨県立総合女性センター | 0552-37-7830 | ●吹田市立女性センター・デュオ | 06-6337-3338 |
| ●福井県生活学習館ユウ・アイふくい | 0776-41-4200 | ●岸和田市立女性センター | 0724-43-5858 |
| ●静岡県女性総合センターあざれあ | 054-272-7879 | ●尼崎市女性センター・テレビエ | 06-6436-8636 |
| ●静岡市女性会館アイセル21 | 054-248-1234 | ●宝塚市立女性センター・エル | 0797-86-3488 |
| ●あいホール・浜松市青年・女性センター | 053-473-5700 | ●兵庫県立女性センター・イーブン | 078-360-8551 |
| ●愛知県女性総合センター | 052-962-2511~3 | ●広島県女性総合センター・エソール広島 | 082-247-1120 |

- 山口県婦人教育文化会館
0839 - 22 - 2792
- 高松市女性センター
087 - 821 - 2000
- 福岡市女性センター・アミカス
092 - 526 - 3755
- 北九州市立女性センター・ムーブ
093 - 583 - 3331
- 長崎市女性センター・アマランス
095 - 826 - 4417
- 熊本市総合女性センター
096 - 343 - 8306
- 沖縄県女性総合センター「ているる」
098 - 868 - 4010

《警察》(女性関連のホットライン)

★各都道府県にあります。

東京 03 - 3597 - 7830
大阪 06 - 6767 - 0110

《法律扶助協会》

★各都道府県にあります。

本部 03 - 3581 - 6941

《家庭裁判所》

★各都道府県にあります。

東京 03 - 3502 - 8311

★24時間ファックス&音声サービス

03 - 3503 - 4355

《弁護士会》

★各都道府県にあります。

日本弁護士連合会 03 - 3580 - 9841

《民間の相談機関やシェルターなど》

(掲載許可をいただいた機関です)

▶ウイメンズハウスとちぎ

028 - 621 - 9993

▶FAHこすもす

090 - 4202 - 5469

090 - 3685 - 6765

▶AWS女性シェルター

03 - 3329 - 0122

▶女のアクセスラインウイズユウ

03 - 3641 - 7883

▶家庭問題情報センター

03 - 3971 - 3741

▶ぐるーぶ赤かぶ

03 - 3940 - 6359

▶ぶれいす東京

03 - 3361 - 8909

▶ミカエラ寮

045 - 894 - 9775

▶埼玉おんなのシェルター

090 - 9014 - 0915

090 - 2676 - 4206

▶日本DV防止・情報センター

078 - 822 - 0284

▶ユニオンつやま

0868 - 25 - 2511

▶大分ふれあいユニオン佐伯支部

0972 - 22 - 2087

《いのちの電話》

★各都道府県にあります。

事務局 03 - 3263 - 5794

★障害者用ファクシミリ相談が、全国7箇所に設置されています。

《こころの電話》

(精神保健福祉センター)

★各都道府県と政令指定都市に設置されています。

東京 03 - 3302 - 7711

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々への国民の償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。

以来、政府と国民の協力によって、具体的な事業を実施してまいりました。

そのひとつは、元「慰安婦」の方々への国民的な償い事業です。それは、(1)元「慰安婦」の方々の苦悩を受け止め、心からの償いを示す事業、(2)国としての率直なお詫びと反省の表明、(3)政府の資金による医療・福祉支援事業です。この償い事業については、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで進めています。

同時に、ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）や人身売買など、女性や子どもに対する暴力や人権侵害によって苦しむ方々が、まだまだたくさんいます。アジア女性基金では、今日的な女性の人権の問題にかかわることによって、過去だけでなくすべての女性に対する暴力のない社会を目指して、その問題の解決のために、以下のような活動に取り組んでいます。

- 女性が現在直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するメンタルケアの開発など、女性に対する暴力のない社会を目指す啓発活動

基金の事業や活動についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。なお、インターネットでも基金の活動はごらんになれます。

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックスビル4階

TEL 03-3583-9322/9346 FAX 03-3583-9321/9347

Home Page : <http://www.awf.or.jp> e-mail : dignity@awf.or.jp